

創業・チャレンジ支援補助金のご案内

新たに起業される方や事業の拡大、事業承継を希望される中小企業者向けに、融資資金の一部について、その利子および保証料の一部を補助する制度を設けています。



補助対象となる資金

- (1) 鹿児島県融資制度…**創業支援資金、新事業チャレンジ資金、事業承継対策資金**
- (2) 株式会社日本政策金融公庫…**事業承継・集約・活性化支援資金**

※上記資金は、本市が従来おこなっている中小企業対策利子補助金および緊急保証制度保証料補助金の対象外となります。

補助の内容

| | 利子 | 保証料 |
|-------------|--|-----------------------------------|
| 補助対象 融資額 | 1 企業あたり 1,000 万円以内 ／年 | 1 企業当たり 500 万円以内 ／年 |
| 補助金額 | 交付期間中の 毎年 1 月～12 月の間に金融機関に支払った利子相当額 | 交付期間中に支払った 初年度の信用保険料相当額 |
| 交付期間 | 融資日が含まれる月の翌月から起算して 3 年まで | 融資日から起算して 最初の 12 月 31 日 まで |
| 補助率 | 100% (100 円未満切り捨て) | |

※交付期間中に廃業、転出等をした場合は、当該廃業、転出等のあった日の属する年の前年の 12 月 31 日までを限度とします。

補助対象者

川内商工会議所または薩摩川内市市商工会から推薦された方で、市税の滞納がなく、以下のいずれかに該当する方。

- (1) 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
- (2) 商店街全体の振興のために運営されている組合
- (3) 新たに事業を行うもの

HP



申請方法

融資を受けられる際は、商工会議所等に御相談の上、次の書類を川内商工会議所または薩摩川内市商工会に御提出ください。

- (1) 創業・チャレンジ支援補助金交付申請書
- (2) 取扱金融機関が融資の際に発行した「融資金額」・「融資利率」・「償還期間」・「償還方法」などが明記された書類
- (3) 償還計画書
- (4) 保証協会発行の信用保証決定書
- (5) 市税の滞納のない証明書
- (6) 創業・チャレンジ支援補助金交付請求書

※申請書・請求書は、薩摩川内市ホームページからダウンロードしていただくか、川内商工会議所または薩摩川内市商工会に備付けのものをご使用ください。

※市税の滞納のない証明書は、補助金交付申請書を提示のうえ市役所本庁または支所の税務窓口へ申請されると、無料で発行いたします。

※鹿児島県制度融資を一部取り扱っていない金融機関がありますのでご注意ください。

問合せ先

薩摩川内市役所 経済政策課 経済グループ【TEL (0996) 23-5111 (内線 5752)】